

令和3年稲敷市農業委員会第10回総会

〔10月12日〕

-
- 日程 1 議事録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について
日程 3 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
日程 4 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程 5 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定, 移転の許可について
日程 6 議案第2号 農地法第4条の規定による許可について
日程 7 議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定, 移転の許可について
日程 8 議案第4号 現況証明願に対する証明書の交付について
日程 9 議案第5号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について (利用権設定)
日程 10 議案第6号 稲敷市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について
-

本日の会議に付した事件

- 日程 1 議事録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号
日程 3 報告第2号
日程 4 報告第3号
日程 5 議案第1号
日程 6 議案第2号
日程 7 議案第3号
日程 8 議案第4号
日程 9 議案第5号
日程 10 議案第6号
-

出席委員

1番	墳本典勇君	11番	山下恭一君
2番	山口幸一君	12番	野口克行君
3番	横田悌次君	13番	山口和彦君
4番	遠藤一行君	14番	篠崎惣壽君
5番	村山文雄君	15番	関口邦子君
6番	木内昌秀君	16番	高須一郎君
7番	吉田武君	17番	篠崎文夫君
8番	内田和新君	18番	川島昇君
10番	黒田和夫君	19番	根本脩君

欠席委員

9番 宮本信夫君

出席説明員

農業委員会事務局長	根本大君
農業委員会事務局長補佐	谷部義也君
農業委員会事務局長係長	田中孝男君
農業委員会事務局主幹	平沢心平君

午後2時開会

○農業委員会事務局長（根本大君） 令和3年10月の稲敷市農業委員会総会を開催させていただきます。これからの議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となり議事進行をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（根本脩君） それでは、議長を務めさせていただきます。御協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の出席委員は18名です。欠席委員は9番宮本委員です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。

なお、本日の総会には傍聴人の方が入室されております。傍聴人の方におかれましては、静粛な傍聴に御協力をお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程1 議事録署名委員の指名について

○議長（根本脩君） それでは最初に、議事録署名人の指名を行います。

お諮りをいたします。

議事録署名人の指名については、議長一任で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本脩君） 異議なしということでございますので、本日の議事録署名人は17番篠崎文夫委員、18番川島昇委員の両名を指名をいたします。

日程2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（根本脩君） それでは、審議に入ります。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。

事務局より報告をお願いいたします。

根本事務局長。

○農業委員会事務局長（根本 大君） 議案書1ページをお開き願います。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」報告いたします。

議案書1ページから3ページまでの9件でございます。

この届出は、被相続人の死亡により、それぞれの取得日において、相続により農地を取得したものです。権利の取得者は、いずれも自作や作業委託により耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。よろしく御承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ただいま事務局より説明をさせていただきました。これは報告事項でございますので、御承認よろしくをお願いいたします。

日程3 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について」を議題といたします。

事務局より報告をお願いいたします。

根本事務局長。

○農業委員会事務局長（根本 大君） 報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について」報告いたします。

1件でございます。江戸崎字金上台 畑1筆、488㎡について、譲受人が住居として利用するとの届け出があったものです。よろしく御承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ただいま事務局より説明をさせていただきました。これも報告事項でございますので、御承認よろしくをお願いいたします。

日程4 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。

事務局より報告をお願いいたします。

根本事務局長。

○農業委員会事務局長（根本 大君） 報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」報告いたします。

議案書5ページの5件でございます。

いずれも、双方からの合意解約によるものでありますが、受理番号2につきましては、圏央道4車線化事業に協力するものとなっております。よろしく御承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ただいま事務局の説明が終わりました。

この件につきましても報告事項でございますので、御承認よろしくをお願いいたします。

日程5 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定, 移転の許可について

○議長(根本 脩君) 続きまして, 議案第1号「農地法第3条の規定による権利の設定, 移転の許可について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

平沢主幹。

○農業委員会事務局主幹(平沢心平君) 6ページをお開き願います。

議案第1号「農地法第3条の規定による権利の設定, 移転の許可について」

売買による所有権移転23件, 贈与による所有権移転2件でございます。

受理番号1番 小羽賀字宮台 畑1筆, 612㎡

受理番号2番 信太古渡字東区 田1筆, 3, 224㎡

受理番号3番 高田字大畑 畑2筆, 249㎡

についてでございますが, 受人が経営規模拡大のため, 買い受けるものでございます。

受理番号4番から受理番号13番までは, 関連がございますので, 一括でご説明いたします。

受理番号4番から受理番号13番 いずれも桑山字三反町 田18筆, 37, 435㎡についてでございますが, 受人が農業経営を開始するため, 買い受けるものでございます。

受理番号14番 清久島字清久島 田1筆, 1, 996㎡

受理番号15番 上須田字上須田 田1筆, 3, 768㎡

についてでございますが, 受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

受理番号16番から受理番号24番までは, 関連がございますので, 一括でご説明いたします。

受理番号16番から受理番号24番 いずれも高田字蓮沼 田12筆, 畑2筆, 15, 745㎡についてでございますが, 受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

受理番号25番 下太田字池 外5地区, 田9筆, 畑2筆, 23, 319㎡についてでございますが, 農地中間管理機構が行う特例事業により, 受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

調査結果は報告書のとおりで, 農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり, 受人となる許可要件を満たしていると考えられます。なお, 添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。

議案第1号の説明は以上です。

○議長(根本 脩君) ただいま事務局の説明が終わりました。

これより調査委員の調査報告をお願いいたします。

受理番号1番2番について, 村山委員より報告をお願いいたします。

○5番(村山文雄君) 5番村山です。受理番号1番について報告いたします。

10月7日に清原推進委員と受人の調査をし, 申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は, 主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は, トラクター1台, 田植機1台, コンバイン1台, 乾燥機1台を所有しております。農作業従事日数は200日, 経営面積は131アールです。調査の結果, 受人は農地の権利取得の要件を満たしており, 報告書のとおり間違いなく許可相当と考えられます。

続きまして、受理番号2番について報告いたします。鹿熊推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は、主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しております。農作業従事日数は200日、経営面積は185.7アールです。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおり間違いなく許可相当と考えられます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号3番から13番について、篠崎惣壽委員より報告をお願いいたします。

○14番（篠崎惣壽君） 14番篠崎です。10月7日に受人の調査を実施しました。その結果は、規模拡大ということで、〇〇〇さんから●●●さんに売買ということで、問題ありませんでした。4番から13番までについては、8日に現地調査と申請書類の審査をしましたが、問題はなく、許可相当と考えられます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号14番から24番について、内田委員より報告をお願いいたします。

○8番（内田和新君） 8番内田です。受理番号14番について報告いたします。

10月8日に大野推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は、主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、軽トラック1台を所有しております。農作業従事日数は150日、経営面積は225アールです。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおり間違いなく許可相当と考えられます。

続きまして、受理番号15番について報告いたします。10月8日に大野推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は、主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター3台、田植機1台、コンバイン1台を所有しております。乾燥作業は、生産組合に委託しております。農作業従事日数は150日、経営面積は531アールです。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおり間違いなく許可相当と考えられます。

続きまして、受理番号16番から24番について報告いたします。10月8日に大野推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は、主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター3台、田植機1台、コンバイン1台を所有しております。乾燥調製は、生産組合に委託とのことです。農作業従事日数は150日、経営面積は692アールです。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおり間違いなく許可相当と考えられます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

受理番号25番については、農地中間管理機構が行う特例事業による案件のため、調査報告を省略いたします。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

はい、関口委員。

○15番（関口邦子君） 15番関口です。▲▲▲の件ですけれども、経営面積が調査表は374アールとなっておりますが、議案書では自作はゼロとなっております。説明をお願いします。

○農業委員会事務局主幹（平沢心平君） 農地法の審査上は取得面積を含めての審査となりますので、審査表には取得する農地の面積を記載しております。よろしくをお願いします。

○15番（関口邦子君） はい、分かりました。

○議長（根本 脩君） その他ございませんか。

〔（なし）との声あり〕

○議長（根本 脩君） それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了をいたします。

これより議案第1号「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を採決いたします。

本案は、申請のとおり許可決定することに賛成の委員の挙手をお願いをいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定をいたしました。

日程6 議案第2号 農地法第4条の規定による許可について

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第2号「農地法第4条の規定による許可について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いをいたします。

田中係長。

○農業委員会事務局係長（田中孝男君） 11ページをお開き願います。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可について」でございます。

受理番号1番 八筋川字ト杭 田1筆，496.36㎡についてですが、申請地は、非線引き区域、農用地区域除外済みで、10ヘクタール以上の農地の広がりがあることから第1種農地と判断いたしました。申請人が、自己住宅を建築するものでございます。事業計画は、平屋建て、168.30㎡の自己住宅を建築し、取水は水道、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理する計画です。なお、申請地は第1種農地と判断いたしましたが、農地法施行規則第33条の4、住宅等の施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

受理番号2番 桑山字境町 外1地区，田31筆，38,808.07㎡についてですが、申請地は、市街化調整区域、土地改良区域で農用地区域内の農地となります。申請者が申請地においてトマト栽培する計画であります。現在の土地状況ですと、周辺の農地より低地である為、雨水等の影響により水が溜まってしまうなど、耕作に支障をきたす状況であり、栽培に適した農地に改善したく、農地改良工事期間として、令和4年3月31日までの申請に及んだものでございます。申請内容につきましては、盛土の土量が42,902.19㎡の計画で、土の発生元証明などが提出され、発生元への現地調査を担当農業委員などと事務局で実施し、覆土に使用する土などを確認し、従前の作土と同等以上の土であることも確認しております。盛土については、茨城県に茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関

する条例に基づく許可申請を提出するなど、他法令とも協議がされております。なお、申請地が農用地区域内であります。申請に係る農地を仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要と認められるものであって、かつ、農振整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合に該当いたします。

これで、議案第2号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） ただいま事務局の説明が終わりました。

これより調査委員の調査報告をお願いいたします。

受理番号1番について、関口委員より報告をお願いいたします。

○15番（関口邦子君） 15番関口です。受理番号1番について報告いたします。

受理番号1番について、去る7日、平山推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、自己住宅用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものがあります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号2番について、篠崎惣壽委員より報告をお願いいたします。

○14番（篠崎惣壽君） 14番篠崎です。受理番号2番について報告いたします。

受理番号2番について、去る8日、根本委員、川島委員、内田委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、農地改良をするための土の搬入に伴う一時的な転用であり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

はい、村山委員。

○5番（村山文雄君） 5番村山です。受理番号2番について質問します。一時転用期間については土地改良区から除外するのか。土地改良区との関係がどうなっているのか。賦課金の関係等土地改良区との調整について伺います。

○農業委員会事務局係長（田中孝男君） 今回の転用につきましては、あくまでも一時転用ということで期間の転用行為になります。地目を変えたりする案件ではありませんので、土地改良区と協議すれば問題はありません。

○5番（村山文雄君） はい、分かりました。

○議長（根本 脩君） その他ございませんか。

〔（なし）との声あり〕

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了をいたします。

これより議案第2号「農地法第4条の規定による許可について」を採決いたします。

本案は、申請のとおり許可決定することに賛成の委員の挙手をお願いをいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定をいたしました。

日程 7 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による権利の設定、移転の許可について

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いをいたします。

田中係長。

○農業委員会事務局係長（田中孝男君） 13 ページをお開き願います。

議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による権利の設定、移転の許可について」でございます。

受理番号 1 番 沼田字中山 畑 1 筆, 707㎡で全体事業計画が 3,370㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林等に囲まれた小集団の農地であることから第 2 種農地と判断いたしました。申請人は、隣接地で防音措置に係る事業を営んでおりますが、受注増加等にもない工場敷地内だけでは、防音パネルの保管場所が不足していることから、資材置場用地を拡張したく申請に及んだものでございます。

受理番号 2 番 福田字安中地 畑 1 筆, 田 1 筆, 69㎡で全体事業計画が 349.20㎡についてですが、非線引き区域で 10ヘクタール以上の農地の広がりがあることから第 1 種農地と判断いたしました。申請人は、現在、アパート住まいであり、実家の敷地内に自己住宅を建築するものでございます。事業計画は、2階建、75.63㎡の自己住宅を建築し、取水は水道、汚水・雑排水は下水道に放流する計画です。なお、申請地は第 1 種農地と判断いたしましたが、農地法施行規則第 33 条の 4、住宅等の施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

受理番号 3 番 犬塚字天神 畑 1 筆, 1,500㎡で転用目的は太陽光発電、410ワットパネル 252 枚設置。

受理番号 4 番 佐倉字山中平 畑 1 筆, 1,157㎡で転用目的は太陽光発電、455ワットパネル 248 枚設置。

なお、受理番号 3 番 4 番については、周囲を山林や宅地等に囲まれた小集団の農地であることから第 2 種農地と判断いたしました。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンス等で囲い被害防除する計画で、経済産業省の事業計画認定の協議または事業者との売電契約等を了しております。

受理番号 5 番 桑山字境町 田 1 筆, 907.9㎡についてですが、申請地は、市街化調整区域、土地改良区域で農用地区域内の農地となります。申請者が隣接地において盛土行為を行う上で、通常の方法を使用すると、一般の道路利用者等の支障になるため、土の搬入等で使用する工事車両用進入路を設けるための一時転用となります。一時転用期間は、令和 4 年 3 月 31 日、農地への復元につきましても計画され、農地復元工程表も提出されております。なお、申請地が農用地区域内ではありますが、申請に係る農地を仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を

達成する上で当該農地を供することが必要と認められるものであって、かつ、農振整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合に該当いたします。

これで、議案第3号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） ただいま事務局の説明が終わりました。

引き続きまして、調査委員の調査報告をお願いいたします。

受理番号1番について、村山委員より報告をお願いいたします。

○5番（村山文雄君） 5番村山です。受理番号1番について、去る7日、木野内推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、資材置場用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号2番について、山口和彦委員より報告をお願いいたします。

○13番（山口和彦君） 13番山口です。受理番号2番について、去る7日、木内委員と高城推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、自己住宅用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号3番4番について、横田委員より報告をお願いいたします。

○3番（横田悌次君） 3番横田です。受理番号3番4番について、去る7日、古渡推進委員と坂本推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号5番について、篠崎惣壽委員より報告をお願いいたします。

○14番（篠崎惣壽君） 14番篠崎です。受理番号5番について、去る8日、根本委員、川島委員、内田委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、一時的に農地改良工事用地への工事用進入路として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

以上で、調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

はい、関口委員。

○15番（関口邦子君） 15番関口です。受理番号5番ですけれども、農地改良のための進入路という

ことで大型ダンプも通ると思いますが、時期的に来年の3月31日までですので、地域の住民等に迷惑がかからないようにということをお願いしたいと思います。

○農業委員会事務局係長（田中孝男君） ご意見ありがとうございます。事業者にきちんと説明します。また、定期的な現地確認も実施していきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○15番（関口邦子君） よろしくをお願いします。

○議長（根本 脩君） その他ございませんか。

〔（なし）との声あり〕

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了をいたします。

これより議案第3号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」を採決をいたします。

本案は、申請のとおり許可決定することに賛成の委員の挙手をお願いをいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定をいたしました。

日程8 議案第4号 現況証明願に対する証明書の交付について

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第4号「現況証明願に対する証明書の交付について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いをいたします。

田中係長。

○農業委員会事務局係長（田中孝男君） 14ページをお願いします。

議案第4号「現況証明願に対する証明書の交付」について

登記地目変更のための非農地証明書の交付6件でございます。

受理番号1番 手賀組新田字秋塚 畑1筆、257㎡についてですが、20年以上前より宅地として利用されており、撮影年月日、平成11年5月30日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

受理番号2番 三次字南公 外1地区、畑3筆、田1筆、392㎡についてですが、20年以上前より宅地として利用されており、撮影年月日、平成11年5月30日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

受理番号3番 佐倉字佐倉原 畑1筆、494㎡についてですが、平成11年以前より駐車場用地として利用されており、撮影年月日、平成11年5月30日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

受理番号4番 佐倉字佐倉原 畑1筆、56㎡についてですが、平成11年以前より駐車場用地として利用されており、撮影年月日、平成11年5月30日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

受理番号5番 釜井宇原 畑2筆, 1, 050㎡についてですが, 20年以上前より宅地として利用されており, 撮影年月日, 昭和50年2月13日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

受理番号6番 高田字大狭間 田1筆, 1, 288㎡についてですが, 耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

以上で議案第4号の説明を終わります。

○議長(根本 脩君) ただいま事務局の説明が終わりました。

引き続きまして調査委員の調査報告をお願いをいたします。

受理番号1番について, 木内委員より報告をお願いをいたします。

○6番(木内昌秀君) 6番木内です。受理番号1番について, 去る7日, 山口委員と推進委員の坂本委員と事務局で, 申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果, 20年以上前から宅地として利用されており, 国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は, 農地法第2条の農地に該当せず, 非農地と判断します。よろしく御審議お願いします。

○議長(根本 脩君) ありがとうございます。

続きまして, 受理番号2番について, 高須委員より報告をお願いをいたします。

○16番(高須一郎君) 16番高須です。受理番号2番について, 去る7日, 野口委員と推進委員の坂本委員と事務局で, 申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果, 20年以上前から宅地として利用されており, 国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は, 農地法第2条の農地に該当せず, 非農地と判断します。よろしく御審議お願いします。

○議長(根本 脩君) ありがとうございます。

続きまして, 受理番号3番4番について, 山下委員より報告をお願いをいたします。

○11番(山下恭一君) 11番山下です。受理番号3番4番について, 宮本委員と推進委員の清原委員と事務局で, 申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果, 20年以上前から宅地として利用されており, 国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は, 農地法第2条の農地に該当せず, 非農地と判断します。よろしく御審議お願いします。

○議長(根本 脩君) ありがとうございます。

続きまして, 受理番号5番について, 山口和彦委員より報告をお願いをいたします。

○13番(山口和彦君) 13番山口です。受理番号5番について, 去る7日, 木内委員と推進委員の高城委員と事務局で, 申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果, 20年以上前から宅地として利用されており, 国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は, 農地法第2条の農地に該当せず, 非農地と判断します。よろしく御審議お願いします。

○議長(根本 脩君) ありがとうございます。

続きまして, 受理番号6番について, 篠崎惣壽委員より報告をお願いをいたします。

○14番(篠崎惣壽君) 14番篠崎です。受理番号6番について, 去る7日, 墳本委員と推進委員の藤巻委員と事務局で, 申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果, 現地は荒廃しており周囲の状況から見ても耕作することは困難であり, 今後も耕作の見込みがないことから, 非農地と判断します。よろしく御審議お願いします。

○議長(根本 脩君) ありがとうございます。

以上で、調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長(根本 脩君) それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了をいたします。

これより議案第4号「現況証明願に対する証明書の交付について」を採決いたします。

本案は申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手をお願いをいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長(根本 脩君) ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり証明書を交付することに決定をいたしました。

日程9 議案第5号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について(利用権設定)

○議長(根本 脩君) 続きまして、議案第5号「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について(利用権設定)」を議題といたします。

事務局の説明をお願いをいたします。

谷部局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐(谷部義也君) 15ページをお開き願います。

議案第5号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について(利用権設定)でございます。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定でございます。今回は、再設定のみ6件、12筆、81,410平方メートルの利用権設定でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございますが、登記地目が畑の土地がありますが、現況は田であります。いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(根本 脩君) ただいま事務局の説明が終わりました。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長(根本 脩君) それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了をいたします。

これより議案第5号「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について(利用権設定)」を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いをいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長(根本 脩君) ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定をいたしました。

日程10 議案第6号 稲敷市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第6号「稲敷市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

谷部事務局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（谷部義也君） 16ページをお願いします。

議案第6号「稲敷市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」でございます。

農業委員会等に関する法律が平成28年に改正され、農地等の利用の最適化の推進が、最も重要な事務であると明確化されたことにより、農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定めるように努めなければならないこととされました。策定に当たっては、担い手への農地の利用集積面積、遊休農地解消面積、新規参入者数等に関する数値目標及び推進方法を定めることとされております。

稲敷市におきましても、平成30年6月に策定いたしましたが、本年2月の改選で新体制になったことにより検証・見直しを行い、改定するものであります。

改正案については、先月開催の運営委員会において御承認いただき、ここに提案させていただいております。

それでは、現行の指針との変更点についての概要を説明いたします。

現行の指針は令和5年度末を目標年度としておりますが、改正指針は令和8年度末を目標年度としております。

次のページ17ページをお願いします。

遊休農地の発生防止・解消についてでございます。

現行の指針の目標につきましては、遊休農地の割合を毎年0.1%解消するとしておりますが、遊休農地面積ベースの目標設定とし、令和8年度末の目標を現状の20%の解消としました。

次に、担い手への農地利用の集積・集約化についてでございます。

令和8年度末の目標につきましては、農政課で策定しております「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に基づき、66%の集積率としました。

次のページをお願いします。

集積・集約化に向けた推進方法として、今年度の稲敷市農業委員会活動重点事業でも掲げております、「人・農地プラン」との連携につきまして追加しました。

次に、新規参入の促進についてでございます。直近3年間の新規参入者数の平均が年3件でしたので、この件数を1年あたりの目標数値としました。また、中間管理機構への情報提供等、中間管理事業との連携について、推進方法に追加しました。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

よろしく御審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

はい、川島委員。

○18番（川島 昇君） 18番川島です。遊休農地の解消について、どのような対策を講じて目標を達成していくのかお伺いします。

○農業委員会事務局長補佐（谷部義也君） 農政課や農業改良普及センター等と連携して、解消後の有効な土地利用のための作付作物の選定等を検討していきたいと考えております。

○18番（川島 昇君） 作付作物を明確にする等対策後の土地利用等を全面的に出さないと、遊休農地を解消しても、すぐに荒廃するような状況になってしまう。

○農業委員会事務局長補佐（谷部義也君） 遊休農地解消後の有効な対策については、関係各機関と協力しながら、有効な施策を実施していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（根本 脩君） その他ございませんか。

〔（なし）との声あり〕

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了をいたします。

これより議案第6号「稲敷市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いをいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定をいたしました。

○議長（根本 脩君） 以上で、本日の日程は全て終了をいたしました。慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。

皆さんにお諮りをいたします。

本定例会中の議案等に関わる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本 脩君） それでは、異議なしと認めます。

これをもちまして令和3年10月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

大変御苦労さまでございました。

午後2時50分閉会

稲敷市農業委員会会議規則第12条の規定により署名する。

議 長 根 本 脩

17番委員 篠 崎 文 夫

18番委員 川 島 昇